知的障がい者施設のための *ADリスクマネジメント* **Vews**

食事の異物混入で口腔内をケガ、給食事業者の責任?

- 給食事業者に請求して欲しい-

■舌の傷から経鼻経管となり肺炎で死亡

Hさん(62歳女性)は知的障害者施設の入所者です。ある日、昼食を食べているHさんの口から厚さ2mm、大きさ2cm四方のガラスの破片が出てきました。あわてて職員が口腔内を調べると舌を1cmほど切って出血していました。職員はすぐにガラス片を取り除き看護師を呼びましたが、看護師は緊急性は無いと判断し、止血をして軟膏を塗りました。相談員が家族に連絡して謝罪し、「止血したので大丈夫」と説明しました。ところが、3日後に再び傷口から出血したため、家族連絡のうえ、口腔外科を受診し、治療を行いましたが容易に傷口が治りません。

家族からは強い抗議があり、事務長は謝罪した上で「破損した食器が原因であり、給食事業者に厳しく 指導した」と説明しました。Hさんは、その後痛みで食事が摂れなくなり、鎮痛剤と安定剤を処方して2日 ほど点滴で様子をみましたが、しばらく経鼻経管栄養で傷の回復を待つことになりました。ところが、経鼻 経管にした4日後に急性肺炎で緊急入院し、5日後に亡くなってしまいました。家族は、亡くなったのはガ ラスの混入事故によるケガが原因だとして、施設に賠償請求をしてきましたが、施設は「事故を起こした 給食事業者に請求して欲しい」と回答しました。

事故は給食事業者の過失だが看護師の傷の処置も問題

■「給食事業者に請求して」と言ってはいけない

施設の外注事業者である給食事業者の過失で利用者がケガをした時に「外注事業者に責任なのでそちらへ請求してくれ」と言えるのでしょうか?答えはNOです。利用者は施設と入所契約を締結しており、債務不履行としてまず利用者に損害を賠償しなければなりません。施設は賠償金を支払った後で、賠償額を外注事業者に対して求償するということになります。



ところで、本当にこの事故は給食事業者だけの過失なのでしょうか?もちろん、異物混入については給食事業者の過失であることは間違いありませんが、看護師の手当ては適切だったのでしょうか?その後の経鼻経管で傷の回復を待つという判断は適切だったのでしょうか?

■ 舌の傷への処置は適切か?

本事例の賠償責任の判断では、事故と死亡との因果関係も問題になります。舌を切ったとい事故に過失があるのは明らかであり、事故と死亡との間に因果関係が無ければ、舌の傷の賠償責任を負担すれば良いはずです。しかし、事故後の対応になんらかの過失があり、死亡という結果を招いたのであれば、施設の事故対応ミスの過失として賠償責任を問われる可能性があります。

この事故では、「ガラスで舌を切った」→「応急処置のみで受診しなかった」→「傷が悪化し経管栄養となった」 →「肺炎で死亡した」という経過をたどっています。事故直後の看護師の「緊急性は無いと判断し止血をして軟 膏を塗りました」とう対応が適切だったかをチェックしなければなりません。

■口腔内の傷は歯科医の受診でも良い

舌や口腔内に深い傷を負うと治りにくいのは、医療者としての常識です。口腔内は絶えず濡れていて止血薬や軟膏も効果が薄いのは、自然に動いてしまって安静を保つことができないからです。また、口腔内の傷が悪化すれば食べ物の経口摂取に大きな支障が出て、本事例のように最悪経管栄養になることも予測しなければなりません。

看護師は舌の傷を迅速に治療するために、歯科医または口腔外科をすぐに受診すべきだったのです。歯科医や口腔外科で炭酸レーザーなどの治療を受ければ、傷は早期に治癒して本事例のように生命の危険に及ぶことはなかったのはずです。以上のことから、本事例の看護師の対応には問題があったと考えられる可能性が高く、大きなトラブルに発展することとなりました。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 マーケット開発部 市場開発室

担当:森田・山口 TEL 050-3462-6444 担当課·支社 代理店